

経営機構改革について
～企業再生に向けた取り組み～

当社は、土用ダム問題をはじめとする一連の不適切事案の発生を教訓とし、本年2月に企業再生プロジェクトおよび中国電力アドバイザリーボード(委員長:郷原 信郎 桐蔭横浜大学法科大学院教授・コンプライアンス研究センター長)を設置し、「企業再生プログラム」の検討を進めてまいりました。

このたび、透明性・客観性の高い経営および電力自由化時代に対応した効率性の高い経営の実現をねらいとし、本年6月の株主総会を経て、経営機構改革を実施します。

また、一連の問題の原因が、企業倫理観の欠如や閉鎖的な組織風土、社会常識からの乖離にあったことを反省し、コンプライアンス推進体制を強化します。

これにより、お客さまや地域の皆さまなどからの要請を的確に受け止め、速やかに応じていくことのできる体制の整備を進めていきます。

なお、引き続きアドバイザリーボードの提言を反映させながら、企業再生に向けた改革の検討をすすめてまいります。

I. 経営機構改革について

1. 本年6月(株主総会日)実施分

(1) 監督と執行の明確化(会長と社長の役割分担)

会長は、取締役会議長として経営の監視・監督を重点的に担い、社長は業務執行の最高責任者として業務執行全般を担い、経営方針の実現と経営目標の達成に責任を負うことで、両者の役割分担を明確にします。

(2) 取締役会の機能強化

経営の意思決定・監督機能を強化し、経営の透明性・客観性の向上および取締役の経営責任の明確化を図るため、次のとおり役員体制を見直します。

a. 取締役員数の削減

定款における取締役の定員を現行の25名以内から15名以内に削減します。これにより、取締役会における審議を活性化し、経営の意思決定・監督機能を強化します。

b. 取締役任期の短縮

取締役の任期を1年に短縮(現行2年)します。これにより、経営環境の変化に即応できる柔軟な経営体制にするとともに、株主からの信任機会を増やすことで、経営責任を明確にします。

(3) 業務執行機能の強化

業務執行の最高責任者である社長を中心とし、次のとおり業務執行機能および補佐機能を強化することで、経営の効率性を高めます。

a. 全社横断的な業務を執行する副社長の配置

内部統制機能および社長の業務執行の補佐機能を強化する観点から、全社横断的な業務(具体的には「コンプライアンス推進・危機管理」、「経営監査・人材育成」)を担当し、その責任を負う副社長を2名配置します。

b. 執行役員制の導入

特定部門の業務執行に専念する役員として執行役員を配置し、経営の効率化および執行責任の明確化を図ります。

執行役員の任期は1年とし、従来は取締役が担っていた事業本部の副本部長、部門長をはじめ、支社長、病院長および事業本部・部門の部長等の重要な職位を委嘱します。

2. 来年に向けての検討課題

(1) 第三者の視点の効果的活用

経営の透明性・客観性を高めるため、社外取締役および社外監査役が有する第三者視点の効果的活用について、今後、アドバイザリーボードの意見も聴き取りながら、幅広く検討を行います。

(2) 本社部門組織の再編成

企業の内部統制に必要な全社横断的業務を担当する組織を、現行の本社部門(経営企画部門、CSR推進部門など)の中から再編成するとともに、取締役の監督責任をより明確化するため、再編成した組織の長には取締役を配置し、執行役員による業務執行の監視・監督を担う体制とする方向で検討します。

(3) 内部統制機能の更なる強化

内部統制機能の更なる強化を図るため、法務部門および内部監査部門の業務および体制の充実について検討します。

Ⅱ. コンプライアンス推進体制の強化について

1. コンプライアンス推進・危機管理担当副社長の設置

コンプライアンス推進およびリスク管理・危機管理を全社横断的に担当する副社長を新たに設置し、事象発生時に迅速かつ的確に対応できるよう危機管理の仕組みを構築し、責任の明確化を図ります。

2. 企業倫理委員会の機能強化

コンプライアンス経営の監督は取締役会が担うべき機能であることから、企業倫理委員会を、従来の経営会議の諮問機関から取締役会の諮問機関に見直します。

また、審議内容の透明性・客観性を高めるため、社外委員を2名増員して3名にするなど、広くお客さまや地域社会からの社会的要請を受信する委員会として、その機能を見直すとともに、審議の概要についてはホームページで公開します。

○新任社外委員のプロフィール

(敬称略)

氏名	役職名
<small>いまなか わたる</small> 今中 亘 (72歳)	株式会社中国新聞社 特別顧問
<small>いそむら さだお</small> 磯村 定夫 (59歳)	社団法人中国地域ニュービジネス協議会 専務理事

3. 社外企業倫理相談窓口の設置

法令違反や企業倫理上の問題点等の相談・通報を受け付ける窓口を、新たに社外に設置します。あわせて、従来から社内に設置している企業倫理相談窓口についても、匿名での相談・通報を可能(原則は実名での相談・通報)とし、実効性を重視した運営の見直しを図ります。

○社外窓口の委託先

(敬称略)

委託先	事務所所在地
大本 大内 弁護士事務所 <small>おおもと たかし</small> 弁護士大本 宜司(53歳)	広島市中区幟町

以上

(参考)



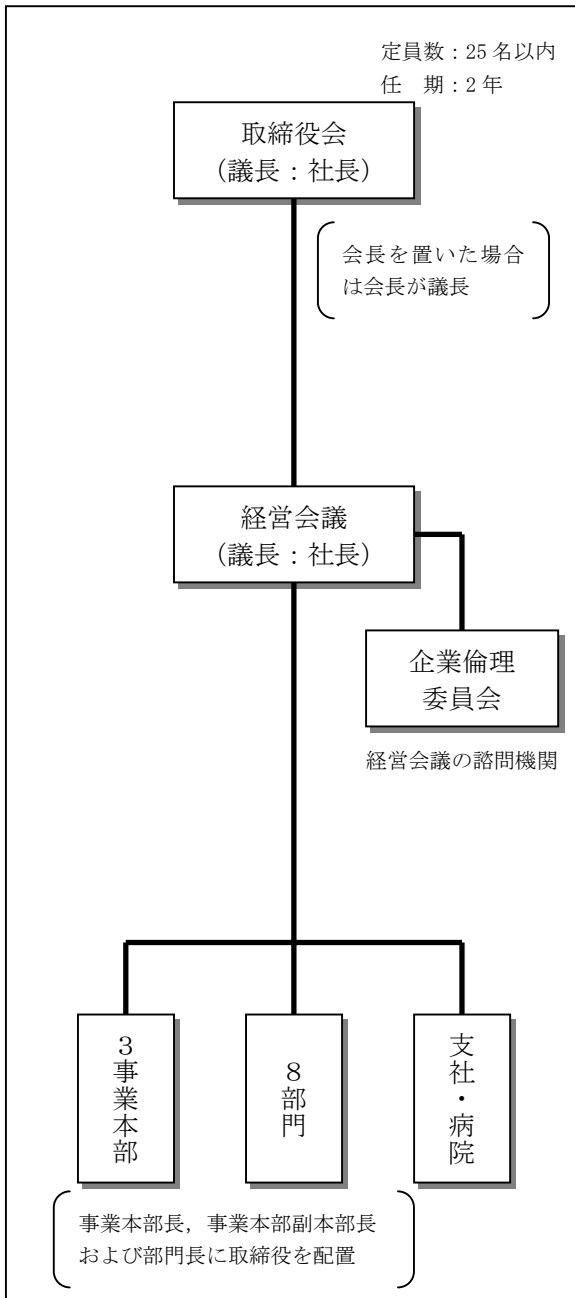
[\(参考1\)経営機構の概要図\[PDF:117KB\]](#)



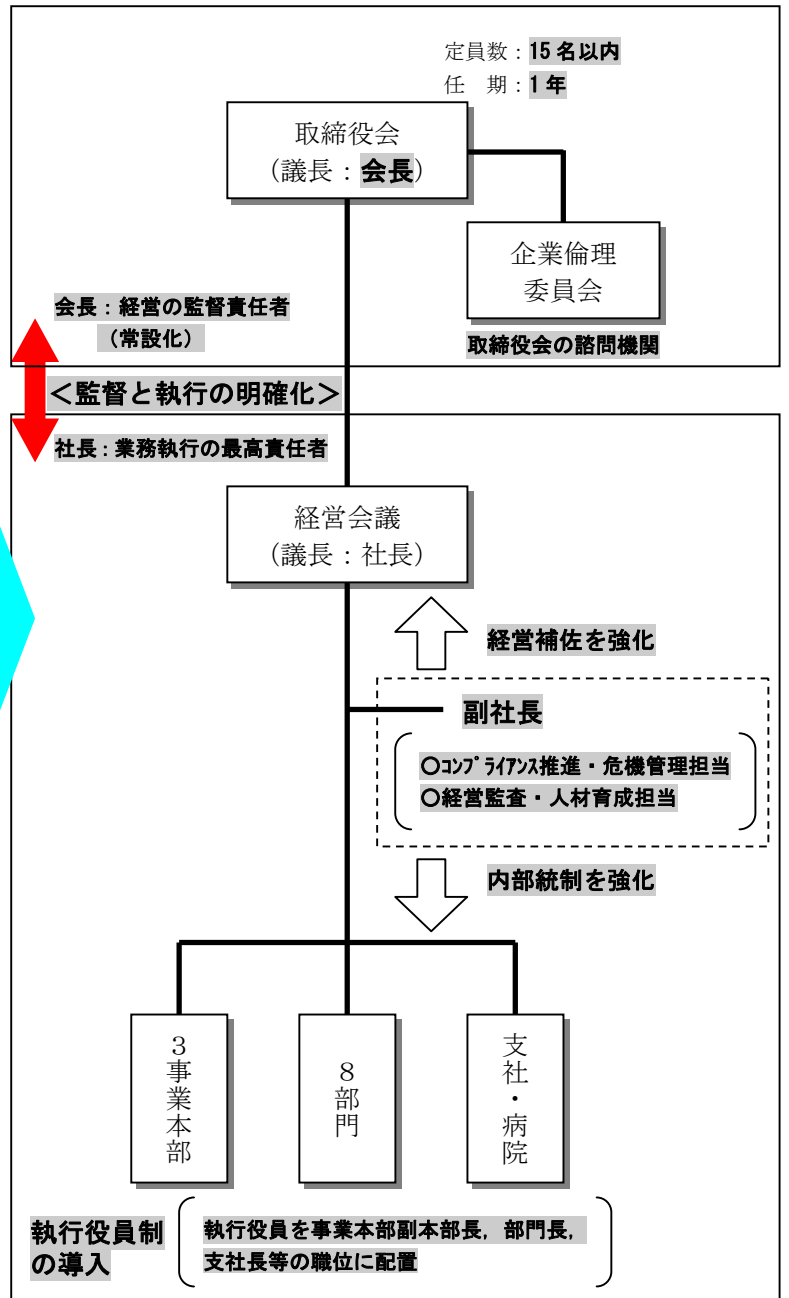
[\(参考2\)社外企業倫理相談窓口の設置\[PDF:90KB\]](#)

(参考1) 経営機構の概要図 (ゴシック・網掛け部分が見直し箇所)

○現行の経営機構

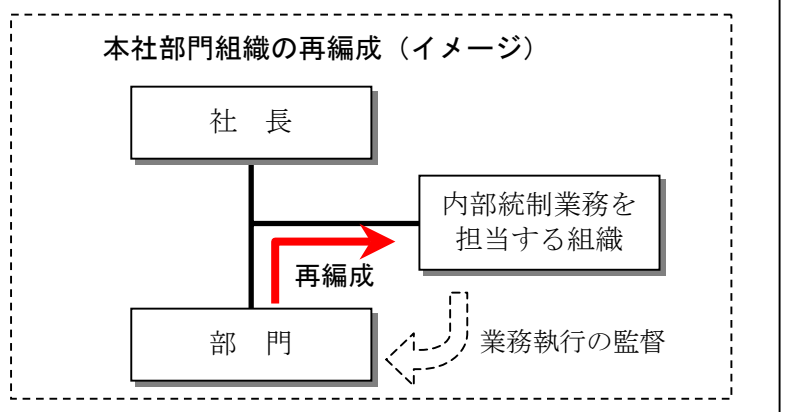


○改革後の経営機構 (平成19年6月)



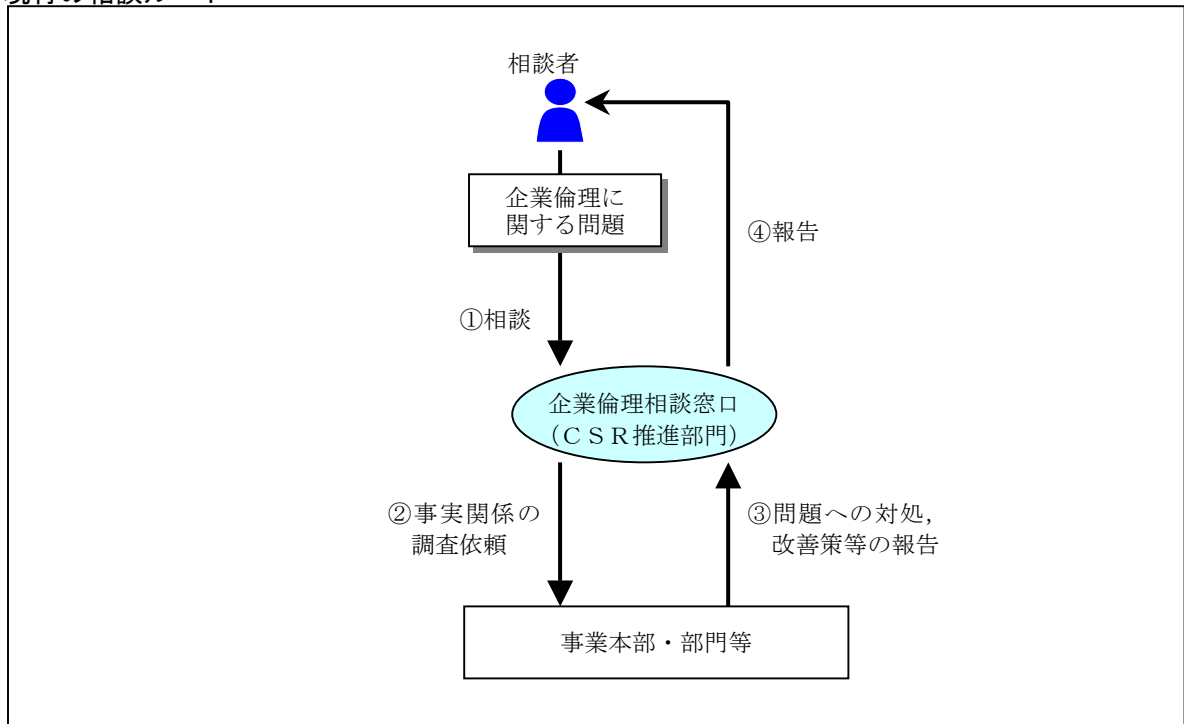
○来年に向けての検討課題

- 第三者の視点の効果的活用
- 本社部門組織の再編成 (右図参照)
- 内部統制機能の更なる強化



(参考2) 社外企業倫理相談窓口の設置

現行の相談ルート



社外企業倫理相談窓口設置後の相談ルート

